

○第37回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和7年8月6日（水） 13：58～15：01

議事概要：

- （1） 動物用医薬品・農薬（ピペロニルブトキシド）の食品健康影響評価について
- ・ 審議の結果、ピペロニルブトキシドの許容一日摂取量（ADI）を0.16 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- \* 共力剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。動物用医薬品としても用いられます。